

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	使用水量及び用途の認定		
根拠法令及び条項	那覇市水道給水条例第25条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 那覇市水道給水条例第25条 (使用水量及び用途の認定) 第25条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。 (1) メーターに異状があったとき (2) 1個のメーターで料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき (3) 使用水量が不明のとき		
審査基準 設定年月日	年 月 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	設定(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input checked="" type="checkbox"/> 有 期間(請求があった日の翌日から起算して30日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年 1月16日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道局 料金サービス課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。